

福山市告示第465号

福山市斎場条例（昭和41年条例第46号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり斎場の管理を市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることとしたので、福山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年条例第59号）第2条の規定により告示します。

2025年（令和7年）7月29日

福山市長 枝 広 直 幹

1 指定管理者に管理を行わせる斎場の名称及び位置

名称 福山市中央斎場

位置 福山市奈良津町一丁目17番1号

名称 福山市西部斎場

位置 福山市金江町藁江字茶臼山7, 604番地2

名称 福山市神辺斎場

位置 福山市神辺町字上御領2, 906番地

2 指定管理者が行う斎場の管理の基準

- (1) 指定管理者は、条例第10条に掲げる指定管理業務を誠実に、かつ、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- (2) 指定管理者が斎場の管理のために行う指示は、指定管理者が行う業務に必要な範囲内でなければならない。
- (3) 指定管理者は、福山市斎場条例施行規則（昭和41年規則第89号）で定めるところにより、帳簿を備え、必要事項を記載し、これを保存しなければならない。

3 指定管理者が行う斎場の管理の業務の範囲

- (1) 条例第3条に掲げる業務
- (2) 条例第7条の3の規定による入場の拒否及び退場の命令に関する業務
- (3) 斎場の施設、附属設備及び物品の維持管理に関する業務

4 指定管理者の指定の期間

2026年（令和8年）4月1日から2031年（令和13年）3月31日まで

5 募集要項及び管理運營業務仕様書の配布

(1) 配布期間

2025年（令和7年）7月29日（火）から同年8月15日（金）まで。ただし、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。

(2) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 配布場所

福山市東桜町3番5号

福山市市民局市民部市民生活課（福山市役所本庁舎1階）

※市のホームページ（<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>）に掲載する。

6 指定申請の期間

(1) 提出期間

2025年（令和7年）9月4日（木）から同月18日（木）まで。ただし、市の休日を除く。

(2) 提出方法

上記5（3）に掲げる場所に持参（午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送すること（郵送の場合は2025年（令和7年）9月18日（木）までに必着させること。）。